

北杜市個人情報取扱業務委託基準を次のように定める。

令和5年3月27日

北杜市長 上 村 英 司

北杜市個人情報取扱業務委託基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令に基づき、実施機関が個人情報に係る業務の処理を外部に委託する場合において講じなければならない個人情報の保護に関する安全管理措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、使用する用語の意義は、個人情報保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定めるところによる。

(対象とする委託の範囲)

第3条 この訓令の対象とする委託は、実施機関が保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するものをいい、一般に委託契約と称されるもののほか、印刷、筆耕及び翻訳の契約並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条に規定する歳入の徴収又は収納の委託等の公法上の契約を含むものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、実施機関の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を除く。

(委託先の選定に当たっての措置)

第4条 委託先の選定に当たっては、個人情報保護法その他関係法令に基づき実施機関自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じられる者を選定するため、北杜市が取り扱う個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程（平成27年北杜市訓令第14号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守できる者を選定するものとする。

2 入札にあつては入札の前に、随意契約にあつては見積書を徴する前に、契約内容に個人情報の保護に関する特記事項がある旨を相手方に周知するものとする。

(契約の締結に当たつての措置)

第5条 契約を締結するに当たつては、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての自己点検に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

2 契約書、確認書、覚書その他これらに類する書類（以下「契約書等」という。）には、受託者（個人情報に係る業務の処理の委託を受けた者をいう。以下同じ。）が個人情報取扱特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。

3 契約書等の書面を作成しない委託契約の場合は、契約事項として、受託者に個人情報取扱特記事項の交付等を行うものとする。

(委託の実施に当たつての措置)

第6条 個人情報の取扱いに係る業務を処理させるために受託者に取り扱わせる個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

2 受託者に個人情報を提供する場合は、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務の内容、保有個人情報の利用目的、秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じるものとする。

3 個人情報の適正な取扱いを確保するため、受託者に対する監督を十分に行わなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性その内容、量等に応じて、受託者における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、定期及び随時に報告をさせ管理するほか、少なくとも年1回以上、原則として実地検査を実施するものとする。

5 受託者において、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合（再委託先が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合を含む。）には、受託者に第4条、前条並びに第1項及び第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、受託者を通じて、又は実施機関自らが第3項の措置を実施するものとする。

6 前項の規定は、個人情報の取扱いに係る業務について再委託先において再々委託される場合（再々委託先が再委託先の子会社である場合を含み、以降もまた同様とする。）において準用する。

(個人番号及び特定個人情報の取扱業務委託)

第7条 番号法に基づき、受託者に個人番号及び特定個人情報を取り扱わせる場合は、この訓令で定める措置のほか、番号法その他関係法令に基づく必要な措置を

講じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。
(北杜市個人情報取扱業務委託基準の廃止)
- 2 北杜市個人情報取扱業務委託基準（平成17年北杜市訓令第7号）は、廃止する。

別記様式

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の漏えい、改ざん、毀損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために、法その他関係法令に基づき、（平成27年北杜市訓令第14号）に定める安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置に係る規定等を整備するとともに、管理責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務を処理するための個人情報の管理の状況に係る自己点検に関する事項等の必要な事項を定め、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱うまでに書面により甲に通知しなければならない。

(従事者への監督及び教育の実施)

第4 乙は、この契約による業務の処理に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するように監督するとともに、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護の保護に関して必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(取扱制限)

第6 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約による業務の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(消去等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、甲の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(複製等の制限)

第9 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の複製及び送信並びに個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への送付又は持ち出しをしてはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第10 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾を得た場合に限り、その取扱いを再委託先（再委託先が乙の子会社である場合を含む。）に委託することができる。再委託先が再々委託を行う場合を含み（再々委託先が再委託先の子会社である場合を含む。）、以降もまた同様とする。

(再委託先等の安全管理措置)

第11 乙は、再委託を行う場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第9ただし書の規定により複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は

引き渡し、若しくは第8に規定する消去又は廃棄をするものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(点検及び実地検査等)

第13 乙は、定期的に、及び甲から報告を求められた場合は随時に、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について点検を実施し、甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について、随時実地により乙に対して検査を行うことができる。

3 乙はこの契約による業務の処理を再委託する場合は、乙を通じて、又は甲により前項の検査を実施する。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

4 乙は、前3項に定める点検又は実地検査の結果、甲からこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに関して改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第14 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本特記事項に違反した者に対し、法令又は内部規程その他関係規程に基づき厳正に対処しなければならない。

(損害賠償)

第15 乙は、本特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第16 甲が、乙が本特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

注1 「甲」は北杜市を、「乙」は受託者をいう。

注2 個人情報に係る業務の処理の委託に実態に即して、適宜必要な事項を追加するものとする。